

税の申告が始まります

確定申告および、町県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の申告・相談の受付が始まります。

〈申告・相談受付期間〉

2月17日(月)から3月17日(月)まで
 ※閉庁日(土、日曜日)は行っていません。

役場での申告

受付について

相談日	会場	時間
2月17日(月)~ 3月17日(月)	役場 エントランスホール	8:30~11:30 13:00~16:00
3月4日(火) 3月5日(水)	西公民館 東公民館	9:00~11:30 13:00~16:00

※土、日曜日を除く。
 ※3月4日(火)、5日(水)は役場での相談は行っていません。

全ての申告相談・受付を右記の期間で行います。先着順に整理券をお取り

確定申告が必要な人

- 事業所得や不動産所得などがあり、1年間の所得金額の合計額が、所得控除合計額を超える人
- 土地、建物などを譲渡した人
- 年金収入が40万円を超える人
- 給与所得者(サラリーマンなど)で年収が2千万円を超える人、給与を2ヵ所以上から受け取り、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与・退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
- 年の途中で退職し、再就職をしなかったため、年末調整をしていない人
- 医療費控除、住宅借入金等特別控除などの還付申告をする人 など



申告に必要なもの

- ① 印鑑(認め印)
- ② 各所得(収入)の分かるもの(源泉徴収票など)
- ③ 社会保険料、生命保険、地震保険などの控除証明書など
- ④ 医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書、保険などで補てんされる金額の明細書
- ⑤ 身体障害者手帳(お持ちの人) など
- ⑥ 本人名義の通帳(確定申告で還付がある場合)

※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の支払証明書が必要な人は、税務課で発行します。なお、電話での回答はできません。
 ※国民年金保険料については、控除証明書専用ダイヤル ☎0570・070・117、PHSの場合 ☎03・6700・1130へご連絡ください(3月14日(金)まで)。

申告・相談会場

どちらの会場でも申告相談を受け付けています。

会場	設置期間	受付時間
海田税務署 (安芸郡海田町大正町1番13号)	2月17日(月)~ 3月17日(月)	9:00~16:00 (相談は17:00まで)
NTTクレドホール (広島市中区基町6番78号 基町クレドパセーラ11階)		

※土・日曜日の申告相談は行っておりませんのでご注意ください。

来場の際には公共交通機関をご利用ください。
 ※熊野町民会館での事前相談会(出張相談会)は本年から開催されませんので、ご注意ください。

確定申告書の作成・提出は e・Tax または郵送などで

申告期間中の会場は大変混雑します。申告書は自分で作成され、「国税電子申告・納税システム(e・Tax)」または郵送などにより提出されることをお勧めします。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、所得税および復興特別所得税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができます。なお、「国税電子申告・納税システム(e・Tax)」は1月14日から3月17日まで24時間利用できます(電子証明書などの取得が必要です)。

▽国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>
 △e・Taxホームページ
<http://www.e-tax.go.jp>

町県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の申告

申告が必要な人
 ※所得税の確定申告をした人は不要です。
 ●平成26年1月1日現在、熊野町内に住所がある人で、平成25年中(平成25年1月~12月)に収入があった人
 ●公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額がある人または、生命保険料などの控除のある人
 ●年末調整された給与所得以外に収入がある人
 ●平成25年中に退職した人
 ●雑損控除、医療費控除、寄付金控除(一定制限あり)などを受ける人
 ●町内に住所はないが、事務所や家屋敷がある人
 ●国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している人(申告することによって、税金が軽減されることもあります。遺族年金、障害者年金などを受給している人や、疾病その他の事情により所得が全くなかった人も必ず申告してください)

確定申告

所得税の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得金額とそれに対する税額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収や予定納税で納めた税額を精算する手続きです。

確定申告・納税の期限	
所得税および復興特別所得税	3月17日(月)
消費税および地方消費税	3月31日(月)

確定申告の還付申告は、1月6日(月)以降、税務署で相談および申告書の受付ができます。

▽郵送先: 海田税務署(〒736・8505 海田町大正町1番13号)
 ※税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。



納税は口座振替をご利用ください

申告所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の納税は、便利・安心・確実な口座振替をご利用ください。

にせ税理士にご注意ください

税務相談や申告書の作成について依頼される場合は、登録のある税理士であることをご確認の上、ご相談ください。(税務課)

復興特別所得税が創設されました

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることになります。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額に2.1パーセントの税率を掛けて計算した金額です。

確定申告に関するお問い合わせは
 海田税務署 ☎823-2131
 〒736-8505
 海田町大正町1番13号